

北海道で回収された野鳥から 鳥インフルエンザウイルス検出！

- 【概要】
- ・北海道乙部町で令和6年9月30日(月)に死亡したハヤブサが回収され、簡易検査を実施したところ、**A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応**を確認。
 - ・本事例は、**今シーズンで一例目**の、国内野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生が疑われる事例。
 - ・現在、高病原性鳥インフルエンザウイルスの遺伝子検査を実施中。

渡り鳥の飛来により、今シーズンも**高病原性鳥インフルエンザウイルスが我が国に侵入するリスクは極めて高い状況**です。

本病の発生を予防するため、いま一度、**農場におけるウイルス侵入防止対策を強化**しましょう。

農場における発生予防対策

飼養衛生管理の基本的な管理項目を**毎月点検し、不備があれば改善**

▶人、物、車両の入出時対策

- ・衛生管理区域**専用**の衣服や靴の使用
- ・着用の前後で**交差のない動線**、および**明確な境界**を確保
- ・適切な車両消毒、手指消毒の実施
- ・**家きん舎ごとの専用**の靴の使用

▶野生動物の侵入防止、誘引防止

- ・畜舎の壁、防鳥ネット等の**破損修繕**
→特にカラス、イタチ等の侵入を防止
- ・**ねずみ及び害虫の駆除**
- ・**鶏卵・鶏糞の搬出口に覆い**を設置
- ・**餌置場の清掃**、死体や廃棄卵の適切な処理など**誘引を防止**

重点対策期間

- ・渡り鳥の飛来が本格化する前に防疫体制を整備
- ・**10月から翌年5月までは警戒を強化**
特に**11月から翌年1月までは重点対策期間**

健康観察と異状の早期発見

- ・家きん所有者は**毎日の健康観察**を入念に行い、異状を認めた場合は速やかに**管轄の家畜保健衛生所**に届け出

鳥インフルエンザの情報を掲載した農林水産省ウェブサイト：<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

家畜の病気等についてのお問い合わせは山梨県西部家畜保健衛生所まで

電話・・・0551-22-0771 FAX・・・0551-22-6728

夜間、土日・休日の連絡は・・・090-5564-1018